

公正取引委員会業務継続計画
(新型インフルエンザ等対応)

令和6年4月
公正取引委員会

(平成22年10月20日)

事務総長通達第14号

改正 平成28年12月12日 事務総長通達第14号

平成31年 3月29日 事務総長通達第 4号

令和 6年 3月29日 事務総長通達第 1号

目次

第1	本計画の背景、基本方針等	3
1	背景	3
2	基本方針	3
(1)	国民生活への影響の回避	3
(2)	業務継続のための体制整備	4
(3)	職員等の健康確保	4
3	本計画の適用範囲	4
4	公正取引委員会業務継続計画との関係	4
第2	想定される被害及び社会・経済状況	5
第3	新型インフルエンザ等発生時に遂行すべき業務	5
1	強化・拡充業務	5
2	一般継続業務	6
3	縮小・中断すべき業務	6
第4	本計画の遂行体制等	7
1	感染症対策本部	7
2	決裁の代行等	8
第5	本計画に基づく対応	8
1	平常時に行うべき新型インフルエンザ等対策に関する業務	8
2	本計画発動後の対応	8

3	発生時継続業務の遂行	10
4	通常体制への復帰	11
第6	感染対策の徹底	12
1	基本的な感染対策	12
(1)	咳エチケット	12
(2)	マスク着用	12
(3)	手洗い	13
(4)	対人距離の保持	13
(5)	清掃・消毒	13
第7	業務継続計画の維持、管理等	14
1	関係機関等との調整	14
2	本計画の公表	14
3	職員に対する教育、訓練等	15
(1)	職員に対する本計画の周知及び教育	15
(2)	本計画に基づく訓練	15
4	本計画の点検及び見直し	15

第1 本計画の背景、基本方針等

1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害及びこれに伴う社会的・経済的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

政府の各部門においては、新型インフルエンザ等発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

このため、政府においては、対策会議を設置して新型インフルエンザへの対策を検討しており、平成21年8月には、各府省における新型インフルエンザ発生時の業務継続計画の策定支援を目的とした「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その後、所要の改定を行っている。

本計画は、新型インフルエンザ等発生時において、公正取引委員会がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、採るべき措置等を示すものである。

2 基本方針

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等を運用することにより、公正かつ自由な競争の促進を通じて我が国経済の発展を促進することを任務としており、新型インフルエンザ等発生時であっても、この任務を達成するため、必要な業務を継続する必要がある。

また、本計画は、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、職場における感染対策を徹底するとともに、業務の絞り込みを行い、真に継続すべき業務に資源を集中させることを基本として、以下の方針に基づいて、新型インフルエンザ等対応業務継続計画を策定する。

(1) 国民生活への影響の回避

新型インフルエンザ等発生時においても、公正取引委員会の業務の停滞によって国民生活に影響を及ぼすことがないように、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）及び最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。また、強化・拡充業務と一般継続業務を総称して「発生

時継続業務」という。)を継続するとともに、発生時継続業務以外の業務の早期回復を図る。

(2) 業務継続のための体制整備

新型インフルエンザ等発生時において、発生時継続業務を継続するための体制等を整備し、行政機関としての機能を維持する。

(3) 職員等の健康確保

公正取引委員会職員及び来庁者（以下総称して「職員等」という。）の感染を予防し、健康を確保する。

3 本計画の適用範囲

本計画は、公正取引委員会及び公正取引委員会事務総局（以下「本局」という。）並びに地方事務所・支所に適用されるものとし、本局及び地方事務所・支所ごとに個別の事情がある場合には、別途、本計画の運用細則を定めるものとする。

4 公正取引委員会業務継続計画との関係

公正取引委員会では、「公正取引委員会業務継続計画（平成26年事務総長通達第11号）」を策定し、首都直下地震が発生した場合における業務継続の在り方、職員の安全確保のための措置等について規定している。

新型インフルエンザ等対策についても、首都直下地震対策と同じく非常時のためのものであることから、一つの業務継続計画においてそれぞれの対策をまとめて規定する方法も考えられるが、**表1**のとおり、被害の態様、採るべき対応等が相当異なることなどから、新型インフルエンザ等に係る業務継続計画を個別に策定するものとする。

なお、新型インフルエンザ等発生時においても、地震その他の災害が発生する可能性があることから、複数の災害が同時に発生した場合における業務継続の在り方等について、公正取引委員会業務継続計画の見直しを含め、今後、検討していくものとする。

表1 首都直下地震による被害と新型インフルエンザ等による被害の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	できる限り業務の継続・早期復旧を図る。	感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい。	主として、人への健康被害が大きい。
地理的な影響範囲	被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）。	被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）。
被害の期間	過去事例等からある程度の影響想定が可能。	長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難。
災害発生と被害制御	・主に兆候がなく突発する。 ・被害規模は事後の制御不可能。	・海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能。 ・被害量は感染対策により左右される。

出典：ガイドライン

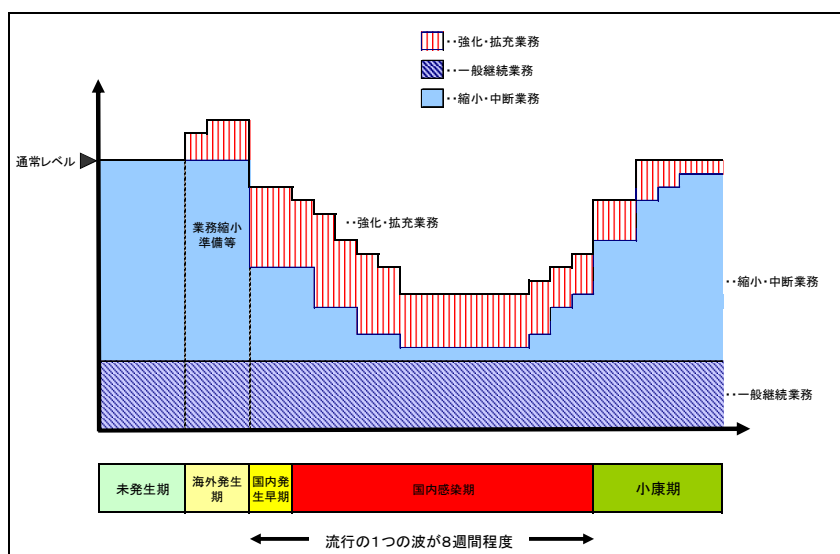
第2 想定される被害及び社会・経済状況

ガイドライン等においては、新型インフルエンザ等による被害及びこれに伴い想定される社会・経済状況について、国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患し、り患者は1週間から10日間程度欠勤し、り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰すると想定されている。また、ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

第3 新型インフルエンザ等発生時に遂行すべき業務

新型インフルエンザ等発生に備え、あらかじめ、強化・拡充業務を規定し、新型インフルエンザ等発生時には、強化・拡充業務と一般継続業務を合わせた発生時継続業務を確実に遂行するものとする。なお、新型インフルエンザ等発生後の状況により必要と認められる場合には、適宜、発生時継続業務の内容を変更するものとする。

＜参考＞新型インフルエンザ等発生時の事業継続の時系列イメージ
（新型インフルエンザ等による健康被害が重篤の場合）



出典：ガイドライン

1 強化・拡充業務

新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものであって、具体的には、庁舎内等での新型インフルエンザ等の感染を防止し、職員等の生命・健康を守るための業務をいう。主なものは表2に掲げるとおりであり、担当課室等は、新型インフルエンザ等発生時には、感染症対策本部設置要綱（平成21年官房総括審議官通知第1号）に基づき設置される感染症対策本部（以下「感染症対策本部」という。）の指示の下で、政府が宣言する発生期の段階に応じて、その都度必要となる業務を行うものとする。

なお、人事異動、組織変更等により強化・拡充業務の内容に変更が生じた場合には、速やかに内容を見直すこととする。

表2 主な強化・拡充業務

業務内容	担当課室等
新型インフルエンザ等に関する情報の収集、分析及び職員等への周知	官房総務課、人事課 各地方事務所・支所
新型インフルエンザ等対策用物品の調達及び支給	人事課 各地方事務所・支所
政府、関係機関等との連絡等	官房総務課、人事課 各地方事務所・支所
庁舎内における感染予防策の徹底（感染媒介の懸念がある箇所の消毒、訪問者の入館規制、面談場所の制限等）	人事課 各地方事務所・支所
職員（外国に赴任している者、外国に出張している者等を含む。）及び同居者の感染状況の把握	人事課 各地方事務所・支所
新型インフルエンザ等発生時における公正取引委員会の対応についての広報	官房総務課 各地方事務所・支所

2 一般継続業務

公正取引委員会の所掌業務のうち次に掲げるものは基本的には一般継続業務と位置付けられる。

ただし、新型インフルエンザ等発生時においては、可能な限り業務量を縮小するため、作業や手続の簡素化を図る必要がある。また、基本的には一般継続業務と位置付けられる業務であっても、新型インフルエンザ等発生後の刻々と変化する状況等を勘案し、その緊急性及び必要性を検討した結果、早急な対応が必要でないとは判断されるものについては、対応を縮小又は中断し、必要な業務に人員等を振り向けるものとする。

- ① 独占禁止法違反被疑事件の審査及び措置
- ② 独占禁止法第4章に規定する株式取得、合併等に関する業務
- ③ 下請代金支払遅延等防止法違反被疑事件の調査及び措置
- ④ 消費税の転嫁拒否等の行為に対する調査及び措置
- ⑤ 公正取引委員会の所管法令に関する相談・申告対応業務
- ⑥ 不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に基づく公正競争規約の認定に関する業務並びに景品表示法違反事件の調査
- ⑦ その他公正取引委員会の機能を維持するために必要な業務（予算、決算、機構、定員、情報システム、契約、支払、庁舎管理、広報、給与、厚生等に関する業務及び国会関連業務）

3 縮小・中断すべき業務

前記1に記載した強化・拡充業務及び前記2に記載した一般継続業務のうち早急な対応が必要とされたもの以外の業務については縮小・中断業務として、官房総務課が全体の調整を行って取りまとめた上で、LAN掲示板に本計画とともに掲示して職員に周知し、これら業務の内容を認識させる。

また、公正取引委員会ホームページにおいて本計画とともに公表し、国民、事業者等に対し一

一般継続業務及び縮小・中断業務の内容を明らかにするものとする。

一般継続業務及び縮小・中断業務の選別に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 原則として、公正取引委員会事務総局事務分掌規程（平成8年事務総長通達第1号）に規定されている業務に基づいて選別すること。ただし、同規程に規定されている業務に基づいて選別することが適切でない場合にはこの限りではない。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時においても真に継続する必要がある業務に資源を集中するために、また、業務を遂行する際には感染対策を講じていても何らかの感染の危険を伴うと想定されることから、個々の業務を精査し、必要最小限に絞り込むこと。
- (3) 一般継続業務に係る責任者である課室長等は、準備段階も含め、その業務が確実かつ適切に実施されるよう主体的に行動すること。
- (4) 感染拡大を防止するため、会議、説明会等の開催については、原則として縮小・中断業務に分類し、可能であればインターネット、電子メール等の代替手段を活用すること。なお、やむを得ず開催する場合には、出席者の限定、会場での消毒、飛沫感染対策等の措置を採ること。
- (5) 一般継続業務については、平常時における担当職員が出勤できない場合に、他の職員がその業務の内容を把握していないなどの理由により代行することができないという事態が生じないように、できるだけ、平常時において情報を共有するなどして代行可能なようにしておくこと。
- (6) 発生時継続業務については、その特性を考慮し、可能なものについては、発生段階ごとの業務水準の目標を設定すること。
- (7) 一般継続業務に位置付けられないとしても、平常時における業務そのものの重要性が否定されるものではないことについて、職員の理解を深めること。
- (8) 人事異動、組織変更等により一般継続業務又は縮小・中断業務の内容に変更が生じた場合には、速やかに内容を見直すこと。

第4 本計画の遂行体制等

新型インフルエンザ等発生時の業務継続の体制について、以下のとおり定める。

1 感染症対策本部

政府に設置された新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）においては、世界保健機構が定めるフェーズに基づき、新型インフルエンザ等発生等の状況について、第1段階（海外発生期）、第2段階（国内発生早期）、第3段階（拡大期、まん延期、回復期）及び第4段階（小康期）に区分し、それぞれの段階に達した際にはその旨を宣言することとされている。

公正取引委員会においては、感染症対策本部設置要綱（平成21年官房総括審議官通知第1号）に基づき、新型インフルエンザ等の感染症の拡大時等において、官房総括審議官を本部長とする感染症対策本部を設置し、感染症対策本部において、感染症の拡大時等において行うべき業務を統括・指揮し、また、人事課企画官（厚生管理担当）を事務局長とする感染症対策本部事務局（以下「事務局」という。）を設置し、感染症対策本部の指示の下で、感染症の拡大時等において行うべき業務を遂行することとしている。よって、第1段階（海外発生期）の宣言がなされた時点で感染症対策本部及び事務局を設置し、さらに、第2段階（国内発生早期）が宣言された時点で

本計画を発動する。感染症対策本部は、第2段階（国内発生早期）が宣言されたら、強化・拡充業務の遂行について統括・指揮するとともに、関係課室等と協議するなどして早急な対応が必要な一般継続業務の絞り込みを行うこととする。

なお、地方事務所・支所が所在する地域又はその周辺地域において新型インフルエンザ等が発生した場合には、地方事務所長・支所長を事務局長、総務課職員等を構成員とする事務局を設置し、感染症対策本部の指示の下で、感染症の拡大時等において行うべき業務を遂行するものとする。

2 決裁の代行等

発生時継続業務に該当する各業務の決裁権者が新型インフルエンザ等に感染するなどし、欠勤等した場合には、公正取引委員会文書決裁規程（平成24年3月30日公正取引委員会訓令第1号）第15条の規定により代理の者が決裁を代行することができる。

なお、後記第5の3(7)のとおり、決裁代行に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を明らかにし、決裁を代行する場合には、事前及び事後に、電話、電子メール等により、欠勤している正規の決裁権者に上程・報告する必要がある。また、後記第5の3(8)のとおり、決裁権者及び決裁代行者がともに勤務できない場合であって緊急を要するときは、感染症対策本部の指示の下で、人事課から他の適当な職員に対して事務取扱いの発令を行うなどして対応する。

ア 決裁を代行する条件、原状復帰する条件

イ 決裁代行の対象とする業務の内容・権限の範囲

ウ 決裁権者と決裁代行者の情報共有（引継ぎ等）の方法

第5 本計画に基づく対応

1 平常時に行うべき新型インフルエンザ等対策に関する業務

平常時においては、新型インフルエンザ等発生時に迅速かつ的確に対応できるようにするため、原則として表3に掲げる業務を行うものとする。

表3 平常時における新型インフルエンザ等対策

対策の内容	担当課室等
・新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び周知	官房総務課、人事課
・新型インフルエンザ等の感染予防対策 ・新型インフルエンザ等発生時等に必要となる物品・サービスの備蓄及び確保（注1）	人事課 地方事務所・支所総務課
新型インフルエンザ等対策業務の立案	人事課 地方事務所・支所総務課

注1 新型インフルエンザ等発生時等に必要となる物品・サービスについては、ガイドラインの参考6「業務継続に必要なサービス・消耗品のチェックリスト」及び参考7「備蓄品リスト」のうち必要なものを選定し、人事課及び地方事務所・支所において調達・管理するものとする。

2 本計画発動後の対応

職員等が新型インフルエンザ等に感染した場合等における対応は以下のとおりとする。

- (1) 職員又は職員の同居者が新型インフルエンザ等に感染した場合等の人事制度上の取扱いは、**表4**のとおりである。

表4 職員の症状別対応、人事制度上の取扱い等について

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動等	職員の対応及び人事制度上の取扱い(注2)	備考(法令上の規定、政府行動計画等の記述)
新型インフルエンザ様症状あり	—	入院、外出自粛又は自宅療養(検疫時においては隔離又は停留)	病気休暇取得 ※インフルエンザ様症状がある場合、病気休暇を取得(症状を有しているにも関わらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる。)	感染症法第19条に基づき、都道府県知事が入院を命令。また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県が外出自粛要請(感染症法に基づく措置は国内発生早期に限る。検疫時においては、検疫法第14条第1項第1号に基づき隔離又は検疫法第14条第1項第2号に基づき停留)。
新型インフルエンザ様症状なし(注3)	患者との濃厚接触あり(濃厚接触者)	外出自粛(検疫時においては健康監視又は停留) ※感染症状法に基づく外出自粛は国内発生早期のみ	特別休暇取得	感染症法第44条の3、都道府県知事が外出自粛要請(検疫時においては、検疫法第18条及び感染症法第15条の3に基づき健康監視又は検疫法第14条第1項第2号に基づき停留)。
	なし	学校・社会福祉施設等(保育所・介護老人保健施設等の通所サービス等を提供する施設)の休業等への対応	年次休暇取得等(注4) 職務命令による在宅勤務	学校・社会福祉施設等の施設使用制限等については、特措法45条第2項に基づき、都道府県が要請。

出典：ガイドライン

注2 休暇取得の要件等については、人事課給与係に確認すること。

注3 新型インフルエンザ様症状がない人は、状況に応じ在宅勤務を命じることも可能と考えられる。在宅勤務の要件等については人事課総括係に確認すること。

注4 家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業等や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による)のため、出勤が困難となる者については、年次休暇、育児休業又は介護休暇の取得が考えられるが、在宅勤務を命ずることも可能であり、要件等については、人事課総括係に確認すること。

- (2) 職員又は職員の同居者が新型インフルエンザ等に感染した場合には、当該職員は、速やかに所属する課室等の庶務担当に連絡する。連絡を受けた課室等の庶務担当は、速やかに、事務局員である人事課総括係(人事課総括係が不在の場合には人事課厚生・共済係、人事課人事第一係又は人事第二係。以下同じ。)に、感染した職員の氏名、発症日時、症状、医療機関の受診の有無等を報告する。人事課総括係は、受け付けた情報を集約し、必要に応じて、職員の感染状況等の感染拡大防止のための情報として、LAN掲示板に掲示するなどして周知するものとする。

- (3) 感染症対策本部本部長、事務局長、事務局員職員が新型インフルエンザ等に感染した場合に

は、速やかに、事務局に連絡し、自宅で療養し、業務を行える状態である場合には電話、電子メール等を使用し、感染症対策本部としての業務等を行う。感染症対策本部長、事務局長が入院等により自宅で業務を遂行できない場合には、感染症対策本部設置要綱（平成21年官房総括審議官通知第1号）の規定により代理の者が業務遂行等を行う。

- (4) 感染症対策本部は、新型インフルエンザ様症状（注5）があるため入院した職員については、入院期間中及び退院後に新型インフルエンザ等への感染が原因で出勤できない期間について、病気休暇を取得するよう指示する。また、新型インフルエンザ様症状があるにもかかわらず入院措置がなされない職員については、医療機関での受診及び外出自粛を指示するとともに、新型インフルエンザ等への感染が原因で出勤できない期間について、病気休暇を取得するよう指示するものとする。

（注5）「新型インフルエンザ様症状のある職員」の症状については、38℃以上の発熱・咳、くしゃみ、肺炎等が想定されるが、新型インフルエンザ等が実際に発生した場合には、厚生労働省からその症状を速やかに公表されることとされている。

- (5) 新型インフルエンザ等は、感染から発症までに潜伏期間があると想定されることから、発症していなくても、発症している同居者がいる職員、庁舎内等で患者と対面で会話等の接触があった職員等については、濃厚接触者として、都道府県（保健所）等から外出自粛要請がなされることとなる。その場合には、当該職員に対して、外出自粛を指示するとともに、外出自粛を要請された期間について特別休暇の取得を認めるものとする。

- (6) 来庁者の感染が発覚した場合には、必要に応じて、マスクなどを配布し、直ちに帰社、帰宅等を促す。ただし、やむを得ない場合には、執務室内から退出させ、面会場所を執務室以外にし、必要最小限の者で対応するなど、感染拡大の防止に努める。

また、直ちに帰社等させることにより各種届出、契約の履行等ができなかった場合等には、事業者等の便宜を図るため、弾力的運用を行うよう努める。

3 発生時継続業務の遂行

本計画発動後は、前記第4で定めた発生時継続業務の遂行体制により、前記第3で定めた発生時継続業務を遂行する。なお、発生時継続業務の遂行に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 初期段階（第1段階（海外発生期）及び第2段階（国内発生早期））では、発生した新型インフルエンザ等の感染力、重篤性等が不明である可能性が高いため、感染症対策本部は、縮小・中断業務については、重篤な場合を想定して早期にいったん縮小・中断し、その後、状況を踏まえて縮小・中断の見直しを検討するものとする。ただし、第1段階（海外発生期）から第2段階（国内発生早期）に移行するまでの間に、重篤性が低くかつ感染力が弱いなど、ウイルスの性質及びそれに基づく感染対策が明確になっている場合には、この限りではない。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時には、事業者における事業活動が縮小・停滞する可能性があることから、感染症対策本部は、各課室等に対し、可能である場合には公正取引委員会が所管する諸制度を弾力的に運用するよう指示し、事業者の便宜を図るものとする。
- (3) 窓口業務等の他者と接触する機会の多い業務を遂行する職員は、自らマスクを着用するとともに相手方にもマスク着用を勧め、また、接触の前後に手指消毒を行うなど、感染対策を徹底すること。

- (4) 感染機会を減少させるため、感染症対策本部は、縮小・中断業務を含め、テレワーク（在宅勤務）での遂行が可能なものについては、テレワークによる勤務を積極的に導入するよう検討するものとする。ただし、感染者については、テレワークでの勤務は認めない。
- また、在宅勤務と合わせ、時差出勤についても感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を感染症対策本部において行うこととする。
- (5) 発生時継続業務の決裁権者は、公正取引委員会における意思決定が滞らないようにするため、できるだけ感染の機会を避けること。また、決裁権者と決裁代行者が同時に感染する危険を低減するため、新型インフルエンザ等発生時には、決裁権者と決裁代行者が交代で勤務するなどの対策を検討すること。
- (6) 決裁権者の同居者が発症した場合には、当該決裁権者は濃厚接触者として出勤を自粛することとなるが、在宅勤務により業務の遂行が可能である場合には、決裁代行者には業務を引き継がず、自ら決裁を行うこと。
- (7) 前記第4の2のとおり、決裁代行に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を明らかにしておくこと。なお、決裁を代行する場合には、事前及び事後に、電話、電子メール等により、欠勤している正規の決裁権者に上程・報告すること。
- ア 決裁を代行する条件、原状復帰する条件
 - イ 決裁代行の対象とする業務の内容・権限の範囲
 - ウ 決裁権者と決裁代行者の情報共有（引継ぎ等）の方法
- (8) 前記第4の2のとおり、決裁権者及び決裁代行者がともに勤務できない場合であって緊急を要するときは、感染症対策本部の指示の下で、人事課から他の適当な職員に対して事務取扱いの発令を行うなどして対応すること。
- (9) 出張を伴う発生時継続業務については、業務の重要性、公共交通機関を利用することによる感染の危険等を勘案の上で、遂行するか中止するかを判断すること。ただし、出張先等において新型インフルエンザ等の感染が拡大している場合には、当該業務を中止すること。
- (10) 発生時継続業務を担当する職員の代替可能性が低い場合には、感染症対策本部は、当該職員の感染の機会を避けるため、一定期間、当該職員を庁舎又は近隣施設に宿泊させることを検討するものとする。なお、宿泊する職員が生活するために必要な食料品、生活必需品等の物品については、感染症対策本部の指示の下で、あらかじめ、人事課が備蓄しておくこと。
- (11) 新型インフルエンザ等発生時における発生時継続業務の遂行中は、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染症対策本部は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮すること。

4 通常体制への復帰

新型インフルエンザ等対策本部から、発生期の段階が第4段階（小康期）に移行したとの宣言がなされた場合には、原則として、平常時の勤務体制に移行するものとする。ただし、職員及び職員の同居者の感染状況、職員の出勤状況等を踏まえ、必要と認められる場合には、引き続き、本計画に基づいて業務を遂行するものとする。

なお、小康状態となった後も、第2波、第3波が来る可能性があり、この間にウイルスが大きく変異しなかった場合には、感染者にあつては免疫ができているため重症化しにくくなると考えられるが、ウイルスが大きく変異した場合には、感染者も再度感染し、重症化するおそれがある。

また、新型インフルエンザ等に罹患したと考えられていた者が実は通常のインフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、感染対策を緩めることなく、第2波、第3波に備えるものとする。

第6 感染対策の徹底

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザ等についても感染経路は同様であると想定し、飛沫感染及び接触感染について対策を講ずるものとする。なお、感染対策は、原則として新型インフルエンザ等発生時において徹底して行うものとするが、平常時においても実施すべきものについては、適宜行うものとする。

1 基本的な感染対策

基本的な感染対策は、次に掲げるとおりである。庁舎内における感染対策を徹底し、感染者の発生を防止することは、前記第4の2において定めた発生時継続業務の遂行体制の前提となるものであることから、平常時においては人事課及び地方事務所・支所総務課が中心となって、また、新型インフルエンザ等発生時においては感染症対策本部の指示の下で、的確に行う必要がある。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合においてどのような対策を行うかについては、その都度、感染症対策本部から職員に周知するものとする。

(1) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。具体的な方法は次に掲げるとおりである。

ア 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

イ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

ウ 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

(2) マスク着用

患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。具体的な方法は次に掲げるとおりである。

ア マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。

イ 新型インフルエンザ等発生時に職場で使用するマスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。

ウ 不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ等流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。

エ N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。

(3) 手洗い

外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。具体的な方法は次に掲げるとおりである。

ア 感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。

イ 手洗いは、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

(4) 対人距離の保持

感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。（通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。）

患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。具体的には、感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。

(5) 清掃・消毒

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。具体的な方法は次に掲げるとおりである。

ア 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。

イ 発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。

ウ 消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。

(次亜塩素酸ナトリウム)

次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v% (200～1,000ppm)の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。

(イソプロパノール又は消毒用エタノール)

70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。

(参考) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

ワクチンについては、副反応のおそれがあること、効果が未確定であるため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく。

第7 業務継続計画の維持、管理等

1 関係機関等との調整

関係機関、事業者等の新型インフルエンザ等対応事業継続計画、各国政府の新型インフルエンザ等対応行動計画等を把握し、それらを念頭に置き、発生時継続業務の遂行上、他府省、関係機関等との連携が必要である場合には、感染症対策本部事務局員である人事課総括係が積極的に調整を行うものとする。

2 本計画の公表

本計画の概要を公表し、国民、事業者等に対して新型インフルエンザ等発生時における発生時継続業務及び縮小・中断業務を周知し、一部の業務を縮小又は中断せざるを得ない可能性があることについて理解を求める。

3 職員に対する教育、訓練等

(1) 職員に対する本計画の周知及び教育

- ア 本計画を全職員の閲覧に供し、各職員に、新型インフルエンザ等発生時における自らの役割、採るべき対応について認識させる。特に、発生時継続業務を担当することとなる職員は、自らの役割の重要性を十分に認識し、新型インフルエンザ等発生時には適切に業務を遂行できるような心がけるとともに、人事異動の際には、後任者に対し確実に引継ぎを行うものとする。
- イ 発生時継続業務を担当することとなる職員に対し、必要に応じて本計画に関する説明会を開催し、それぞれの役割について教育する。
- ウ 発生時継続業務のうち一定の専門知識が要求される業務については、対応マニュアルの整備等により、担当者の資質向上に努める。

(2) 本計画に基づく訓練

- 新型インフルエンザ等発生時における本計画の実効性を高めるため、必要に応じて、次に掲げる訓練等を実施するものとする。
- ア 公正取引委員会全体の課題の分析を行うために、欠勤率が高まった場合を想定し、一定割合の欠勤者を指定した上で、役割分担の確認訓練を実施する。
- イ 庁舎内の清掃・消毒を担当する職員、不特定多数の者と接触しなければならない業務を遂行する職員等については、感染の危険が高く、適切な方法により清掃・消毒を行い、また、有効な感染予防策を講じることが必要であることから、これらの職員を対象とした訓練を行う。

4 本計画の点検及び見直し

本計画は、今後、公正取引委員会の組織改正、業務内容の変更、施設・設備の変更等の改正事由が生じた場合には、速やかに改正するほか、適宜、内容の適否について点検を行い、課題が明らかになった等の場合には、所要の改正を行い、業務継続力の向上を図るものとする。

以上